

議案第 23 号

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 13 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例

墨田区公衆便所に関する条例（昭和 39 年墨田区条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

立花五丁目公衆トイレ	東京都墨田区立花五丁目 50 番 19 号
------------	-----------------------

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

立花五丁目公衆トイレを公の施設として設置する必要がある。